

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

名古屋市博物館条例の一部改正に伴い、次のとおり改正を行います。

(1) 博物館の施設の使用料の額に係る規定の整備

博物館の施設の使用料の額について、条例改正前においては、条例で定める額の範囲内において規則により定めていたところ、条例改正により条例で直接定めることとされたため、当該使用料の額に係る規定を規則から削除します。

(2) 博物館の施設のうち前庭及び駐車場の使用に係る規定の整備

新たに前庭の供用を開始並びに駐車場の使用料の支払方法を変更及び回数券を廃止することから、必要な事項を定めます。

(3) 博物館の施設の使用料の減免に係る規定の整備

博物館の施設の使用の許可を受けた者の使用料の減免について、必要な事項を定めます。

(4) 手数料に係る規定の整備

博物館資料の複写を依頼する場合における手数料を改定するとともに、条例改正前においては、条例で定める額の範囲内において規則により定めていたところ、条例改正により条例で直接定めることとされたことに伴い、手数料に係る規定を規則から削除するとともに、様式を改正します。

(5) 蓬左文庫の観覧料の減免に係る規定の整備

蓬左文庫の展示会場へ入場しようとする場合の観覧料の減免について、必要な事項を定めます。

2 施行期日等

- (1) 令和 8 年 8 月 1 日から施行します。ただし、1 (2) 及び(3)に係る改正規定は同年 9 月 5 日から、1 (4) 及び(5)に係る改正規定は同年10月 1 日から施行します。

- (2) この規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙は、改正後の規則の規定にもかかわらず、当分の間、修正して使用することができることとします。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 8 年 7 月 17 日 提出 総務部総務課)



名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（事業） 第 3 条 名古屋市博物館（以下「博物館」という。）（分館を除く。第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第15条第 2 項第 1 号、第 30条の 2（第 5 項を除く。）、第31条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第34条、別表第 1 並びに別表第 2 において同じ。）は、条例第 2 条各号に掲げる事業を行う。 2 （略） （使用料の額） 第30条 <u>条例第 9 条第 1 項に規定する使用</u>	（事業） 第 3 条 名古屋市博物館（以下「博物館」という。）（分館を除く。第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第15条第 2 項第 1 号、 <u>第 30条</u> 、第30条の 2（第 5 項を除く。）、第31条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第34条、別表第 1 並びに別表第 2 において同じ。）は、条例第 2 条各号に掲げる事業を行う。 2 （略） （ <u>附属設備の名称及び使用料の額</u> ） 第30条 <u>博物館の附属設備の名称及び使用</u>

料の額は、別表第 5 のとおりとする。

料の額は、別表第 5 のとおりとする。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5 （第30条関係）

品 目	使 用 料 の 額			
	全 日	午 前	午 後	午前午後
	午前 0 時から午後12時まで	午前 9 時から午後 0 時30分まで	午後 1 時から午後 4 時30分まで	午前 9 時から午後 4 時30分まで
彫塑台	150円			
たて型ピアノ椅子付 1 台		650円	650円	1, 300円
拡声装置 1 式		800円	800円	1, 600円
ワイヤレスマイクロホン 1 式		800円	800円	1, 600円
コンパクトディスクプレーヤー 1 台		400円	400円	800円
金びょうぶ 1 双		400円	400円	800円
舞台照明装置 1 式		1, 300円	1, 300円	2, 600円
備考 ピアノの調律は、使用者の負担とする。				

第 2 条 名古屋市博物館条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（事業） 第 3 条 名古屋市博物館（以下「博物館」という。）（分館を除く。第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第15条第 2 項第 1 号、第 30 条、 <u>第30条の 2（第 5 項を除く。）</u> 、第31条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第34条、	（事業） 第 3 条 名古屋市博物館（以下「博物館」という。）（分館を除く。第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第15条第 2 項第 1 号、第 30 条、 <u>第30条の 3</u> 、第31条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第34条、別表第 1 並びに別

別表第 1 並びに別表第 2 において同じ。) は、条例第 2 条各号に掲げる事業を行う。

2 (略)

(手数料の額)

第23条 条例第 6 条に規定する手数料の額は、別表第 4 のとおりとする。

(使用許可申請の手続)

第27条 (略)

2 前項の使用申込書は、次の表に定める受理期間内に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

使用区分	用途	受理期間
(略)	条例別表第	(略)
講堂	3 中欄に掲げる用途に使用する場合	使用しようとする日の属する月前 3 月から
(略)	上欄に掲げる用途以外の用途に使用する場合	(略)
講堂		使用しようとする日の属する月前 2 月から

(附属設備の名称及び使用料の額)

第30条 博物館の附属設備の名称及び使用料の額は、別表第 5 のとおりとする。

(駐車場の使用方法等)

第30条の 2 (略)

2 (略)

3 博物館の駐車場を使用しようとする者は、駐車場の入口においてあらかじめ使用料を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に使用料を納付するものとする。

表第 2 において同じ。) は、条例第 2 条各号に掲げる事業を行う。

2 (略)

第23条 削除

(使用許可申請の手続)

第27条 (略)

2 前項の使用申込書は、次の表に定める受理期間内に提出しなければならない。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

使用区分	用途	受理期間
(略)	条例別表第	(略)
<u>講堂及び前庭</u>	3 中欄に掲げる用途に使用する場合	使用しようとする日の属する月前 3 月から
(略)	上欄に掲げる用途以外の用途に使用する場合	(略)
<u>講堂及び前庭</u>		使用しようとする日の属する月前 2 月から

(附属設備の名称及び使用料の額)

第30条 博物館の附属設備の名称及び使用料の額は、別表第 4 のとおりとする。

(使用料の額の端数処理)

第30条の 2 条例別表第 3 に規定する前庭の使用料の額に使用日数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(駐車場の使用方法等)

第30条の 3 (略)

2 (略)

3 博物館の駐車場を使用する者(駐車時間が30分以内である者を除く。)は、駐車場の使用を終わった際に使用料を納付しなければならない。

4 (略)	4 (略)
5 <u>回数券の様式は、別に定める。</u>	
(使用料の減免)	(使用料の減免)
第31条 条例第13条の2の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。	第31条 条例第13条の2の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 条例第8条第1項の規定により <u>ギャラリー</u> の使用の許可を受けた者が展示物を搬入、搬出等するため、委員会の許可を受けて博物館の駐車場を使用するとき。	(3) 条例第8条第1項の規定により <u>博物館の施設（展示室を除く。）</u> の使用の許可を受けた者が <u>展示物及び機材</u> を搬入、搬出等するため、委員会の許可を受けて博物館の駐車場を使用するとき。
(4) (略)	(4) (略)
2 使用料の減免の額は、次のとおりとする。	2 使用料の減免の額は、次のとおりとする。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前項第4号の場合 <u>使用料の5割相当額の範囲内において</u> その都度委員会が定める額	(2) 前項第4号の場合 その都度委員会 が定める額

別表第2文庫の項を次のように改める。

文庫	1 幼稚園、小学校若しくは中学校又はこれらの学校に準ずる学校の教育課程に基づく教育活動の一環として幼児、児童又は生徒の引率者が入場する場合	観覧料の全額
	2 高等学校又はこの学校に準ずる学校の教育課程に基づく教育活動の一環として生徒及びこれらの者の引率者が入場する	(1) 徳川美術館（公益財団法人徳川黎明会が設置及び運営するものをいう。以下同じ。）の展示会場と併せて入場しようとする者が、徳川美術館の観覧券を係員に提示し確認を受けて入場する場合 委員会が別に定める額

場合	(2) その他の場合	観覧料の 5 割相当額
3 児童福祉施設に入所している児童及びその引率者が教育上の目的で入場する場合		観覧料の全額
4 第 8 条第 1 項に定める者に同行する介護者（同項に定める者 1 人につき 1 人に限る。）が入場する場合		観覧料の全額
5 市内の高齢者が条例別表第 1 に規定する団体の構成員として入場する場合		360 円（大学生又は高校生が入場する場合においては、270 円）
6 徳川美術館の展示会場と併せて入場しようとする者が、徳川美術館の観覧券を係員に提示し確認を受けて入場する場合		委員会が別に定める額
7 その他委員会が特別の事由があると認める場合		その都度委員会が定める額

別表第 4 を削り、別表第 5 を別表第 4 とする。

第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式

		※ 受付 番号		第 号	
名古屋市博物館博物館資料複写申込書					
年 月 日					
(宛先) 名古屋市教育委員会					
(申込者)					
住 所 〒					
(団体は主な事務所の所在地及び名称)					
氏 名 (団体は代表者氏名)					
電 話 自宅 (団体は主な事務所)					
勤務先					
次のとおり博物館資料の複写を申し込みます。					
※複写年月日		年 月 日			
複 写 の 目 的					
分 類 番 号		整 理 番 号	資 料 名	ペ ー ジ	枚 数
					枚
手 数 料	モノクローム	40円× 枚＝ 円		計 円	
	カラー	80円× 枚＝ 円			
そ の 他					

注 ※印の欄は、記入の必要がありません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条（第23条、第30条及び別表第 2 の改正規定、別表第 4 を削り、別表第 5 を別表第 4 とする改正規定並びに第 6 号様式の改正規定を除く。）の規定は同年 9 月 5 日から、第 2 条（第23条、第30条及び別表第 2 の改正規定、別表第 4 を削り、別表第 5 を別表第 4 とする改正規定並びに第 6 号様式の改正規定に限る。）及び次項の規定は同年10月 1 日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 一部施行日において現に第 2 条の規定による改正前の名古屋市博物館条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、第 2 条の規定による改正後の名古屋市博物館条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。